

和歌山おもてなし弁当 登録要領

令和6年9月24日制定

令和6年11月28日改正

1. 目的

訪日客の消費が新型コロナウイルス禍前を超えて、訪日客の旅行消費額が過去最高となるなどインバウンド需要が活況となっている。これをビジネスチャンスと捉え、地元和歌山の魅力を伝え、良さを感じてもらいリピートに繋げられるように開発した「和歌山おもてなし弁当」の登録に関し必要な事項を下記の通り定める。

2. 要件

「和歌山おもてなし弁当」とは、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- 製造事業者は和歌山商工会議所会員であり、本社および製造工場が和歌山市内に所在していること。
- 和歌山おもてなし弁当は原則、自社での製造とし、販売地域は和歌山県内とする。
- 弁当には、和歌山県産の食材を使ったメニューを3種類以上使用すること。

尚、和歌山の郷土料理、肉、魚、野菜、果物の5つのカテゴリーのなかから、最低3つカテゴリーをいれなくてはならない。

また、「和歌山県産」、「郷土料理」とは、県が制作した「和の食卓」に記載のものとする。

但し、当弁当は、和歌山らしさを感じられる“おもてなし弁当”を想定していることから、通常の弁当でよくみる梅干や味噌と、調味料である醤油、酢は、3種類のなかにはカウントしないものとする。

- 価格については、上記要件を満たしていれば、事業者が自由に設定できるものとする。
- 製造事業者は、和歌山市食品衛生協会が推奨している5つ星店の認証を取得していること。

3. 審査

要件を全て満たす弁当は、審査会を経て“和歌山おもてなし弁当”として認定する。

審査は、上記要件のほか、来和された方に和歌山らしさを感じていただき、もう一度和歌山に行ってこの弁当を食べたいと思ってもらえるかを基準に判断する。

審査員は、下記5名とする。

- ・和歌山商工会議所 仕出し弁当受注連携協議会 会長
- ・和歌山商工会議所 観光食品部会 正副部会長より1名
- ・和歌山商工会議所 女性会役員より1名
- ・和歌山商工会議所 青年部役員より1名
- ・和歌山商工会議所 専務理事

審査会は3名以上の出席で成立し、過半数の承認で認定するものとする。

4. 認定

審査会で認定を受けた弁当には、「和歌山商工会議所認定 和歌山おもてなし弁当」の認定書を交付するものとする。

5. 広報

和歌山商工会議所のホームページに認定された弁当の専用ページを設けPRするとともに、関係機関等をはじめ、あらゆる機会を通じて販売促進を行うものとする。